

岡山市立城東台小学校開かれた学校づくり推進委員会要綱

(目 的)

第1条 学校、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、地域文化及びスポーツの振興並びに子どもたちの健全育成に取り組むため、岡山市立城東台小学校開かれた学校づくり推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は次に掲げる委員で構成する。

- 1) 連合町内会及び町内会代表
- 2) 体育・文化施設開放運営委員会委員長、解放主任
- 3) P T A会長及び副会長若干名
- 4) 体育協会会長及び副会長若干名
- 5) 学校長及び教職員代表
- 6) その他、学校長が必要と認める者

2 委員会に施設開放の管理運営のための運営委員会を置く。各運営委員会の規約は別途定める。

- 1) 学校体育施設開放運営委員会
- 2) 学校文化施設開放運営委員会

3 委員会に施設開放のための必要な小委員会を置くことができる。

(任 期)

第3条 委員会の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(役 員)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長若干名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。ただし、学校教職員は委員長になることはできない。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 委員会に、第1項に定めるもののほか、事務局長、事務局員若干名を置くこととする。

(会 議)

第5条 委員会は委員長が招集し、次に掲げる事項について協議を行う。

- 1) 地域に開かれた学校づくりに関すること。
- 2) 子どもたちの健全育成のための教育課題に関すること。
- 3) その他委員会運営上の諸問題に関すること。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、岡山市立城東台小学校に置く。

(会 計)

第7条 委員会の会計は、助成金、寄付その他をもって充てる。

2 会計監査は、PTA会計監査が行う。

(表彰)

第8条 開かれた学校づくり推進委員として10年以上在任し、その活動において特に顕著に貢献したと認められる者に対して、開かれた学校づくり推進委員長は、推進委員会に諮り表彰することができることとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の協議で定める。

附則

この要綱は、平成12年7月24日から施行する。

平成13年6月14日一部改正

平成15年5月22日一部改正

平成21年5月 9日一部改正

平成25年5月29日一部改正

令和4年6月8日一部改正